

函館市病院局 Google Workspace 導入業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

函館市病院局 Google Workspace 導入業務

(2) 目的

本業務は、Google Workspace の導入により、院内の情報共有の迅速化、ペーパーレス化および迷惑メール対策やフィルタリングによるメールセキュリティの強化を推進し、医療・事務業務の効率化と堅牢な BCP・セキュリティ体制の構築を実現することを目的とする。

本プロポーザルは、Google Workspace の環境構築業務及びライセンス調達を一体で提案いただき事業者を選定するものであるが、契約は構築請負業務契約及びライセンス調達の 2 本に分けて締結する。

(3) 業務内容

函館市病院局 Google Workspace 導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期間

令和 8 年（2026 年）11 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までとする。

(5) 提案限度額

A. 構築請負業務 9,000,000 円

B. ライセンス料（3 年分） 34,214,400 円

※ 1 上記金額には、消費税および地方消費税は含むものとする。

ライセンス料の支払方法は月額払いを原則とする。ただし、提案者の提供条件上、月額払いによることが困難な場合は、協議のうえ、年間一括払いを認めることがある。

また、提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

(7) 実施の公表

ア 公表方法 函館市病院局ホームページでの公告

イ 公表日 令和 8 年 8 月 26 日（水）

(8) 全体スケジュール

日程	内容
仕様書等交付期間	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 令和 8 年 9 月 8 日（火）まで
質問書の提出期限	令和 8 年 9 月 4 日（金）
質問書の回答期限	令和 8 年 9 月 8 日（火）
参加申込書の提出期限	令和 8 年 9 月 15 日（火）

参加資格審査結果の通知	令和 8 年 9 月 18 日（金）まで
企画提案書の提出期限	令和 8 年 10 月 7 日（水）
プレゼンテーション実施	令和 8 年 10 月中旬
審査結果の通知・公表	令和 8 年 10 月中旬
契約の締結	令和 8 年 10 月下旬

2 参加資格

参加できる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 函館市病院局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成 27 年 7 月 1 日施行）による指名停止を本プロポーザルに係る参加申込書の提出の際現に受けていないこと。
- (2) 函館市病院局暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 9 月 30 日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 本プロポーザルに参加する時点において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 自治体・公共団体または医療機関において、Google Workspace の構築支援の実績を有する法人であること。

3 参加資格の認定申請等

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、参加資格認定申請に必要な書類を添付した参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）により、次に定めるところにより、函館市公営企業管理者病院局長（以下「病院局長」という。）に申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

ア 必要書類

- (ア) 参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）
- (イ) 委任状（様式第 2 号）[本店から支店・営業所等へ、参加申込および企画提案等について権限を委任する場合]
- (ウ) 類似業務受託実績調書（様式第 3 号）
- (エ) 会社の設立年月日、所在地、資本金、事業内容、従業員数、沿革等会社概要が記載された資料
- (オ) 現在事項全部証明書（写）または履歴事項全部証明書（写）

※応募書類提出の日以前 3 か月以内に発行されたものに限る。

(カ) 財務諸表（貸借対照表および損益計算書）

※直近分を提出すること。

(キ) 函館市の市税の納税証明書（納税義務がある場合）

※応募書類提出の日以前３か月以内に発行されたものに限る。

※函館市が発行する滞納がない旨の証明書とする。

(ク) 消費税および地方消費税の納税証明書（写）

※税務署が発行する未納がない旨の証明書（その３の３）とする。

応募書類提出の日以前３か月以内に発行されたものに限る。

※なお、(オ)～(ク)については、令和７・８年度における函館市競争入札参加資格者として登録されている場合は不要。

イ 提出期限 令和８年（２０２６年）９月１５日（火）必着

ウ 提出方法 持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）による。

エ 提出場所 〒０４１－８６８０ 函館市港町１丁目１０番１号

函館市病院局管理部経営システム課

(２) 審査結果は、令和８年９月１８日（金）までに、書面または電子メールで通知する。

(３) 前号により参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して７日（函館市の休日を定める条例（平成３年函館市条例第２号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は算入しない。）以内に、資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

４ 本プロポーザル参加資格の取消し

本プロポーザル参加資格を認められた者（以下「参加資格者」という。）が次のいずれかに該当することとなったときは、当該者に係るプロポーザル参加資格を取り消し、その旨を書面により当該者に通知する。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当すると認められるとき。

イ 提出された申請書その他の書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

ウ 函館市病院局競争入札参加有資格者指名停止措置要綱による指名の停止を受けたとき。

エ 函館市病院局暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を受けたとき。

５ 仕様書等の閲覧等

(１) 本プロポーザルに係る仕様書等は、次に定めるところにより閲覧することができる。

ア 閲覧場所 函館市病院局管理部経営システム課

- イ 閲覧期間 令和8年(2026年)8月26日(水)から令和8年(2026年)9月8日(火)まで
- (2) 前号に定めるもののほか、仕様書等は閲覧期間中、電子データにより函館市病院局ホームページに掲載する。
- (3) 前号に定める仕様書等を閲覧しようとする場合に必要な電子データのパスワードが必要な者は、下記「14 担当部署」宛て連絡すること。
- (4) 本プロポーザルに参加しようとする者は、質問書(様式第6号)を提出することにより、仕様書等の内容について説明を求めることができる。
- ア 提出期間 令和8年(2026年)8月26日(水)から令和8年(2026年)9月4日(金)まで
- イ 提出先 函館市病院局管理部経営システム課
- ウ 提出方法 電子メールにより提出すること
送信先: k-wakaki@hospital.hakodate.hokkaido.jp
- (5) 全号の回答は令和8年(2026年)9月8日(火)までに函館市病院局ホームページに掲載し、個別に回答しない。また、質問に対する回答は、本要領の追加または修正とみなす。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書(様式第7号)
- イ 企画提案書別紙(様式自由)
- ウ 業務提案見積書(様式第8号)
- エ 提案見積金額に係る積算内訳書(様式自由)
- (2) 提出部数 計6部(正本1部 副本5部)
- (3) 提出期限 令和8年(2026年)10月7日(水)必着
- (4) 提出方法 持参または郵送(配達記録が残る方法に限る。)による。
- (5) 提出場所 〒041-8680 函館市港町1丁目10番1号
函館市病院局管理部経営システム課
- (6) その他
- 1 法人で複数の企画提案書の提出はできない。

7 参加辞退

参加申込書(様式第1号)の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、令和8年9月25日(金)までに「プロポーザル参加辞退届」(様式第9号)を提出しなければならない。

なお、参加資格者が、前項で定める提出書類を期限までに提出しなかったときも、参加を辞退したものとする。

8 審査に関する事項

(1) 審査委員会の設置・審査

最適提案者（以下「最適提案者等」という。）を選定するため、病院局は次に掲げる4名の委員により構成された函館市病院局 Google Workspace 構築請負業務およびライセンス調達業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し審査を実施する。

・病院職員 5名

(2) プレゼンテーションの実施

ア 実施日時および場所 令和8年10月中旬予定。

実施日時・場所については別途指示する。

イ 1者あたりの説明時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。

ウ プレゼンテーション等への参加人数は、1者あたり4名以内とする。

エ プレゼンテーション時の説明に際しては、提出した企画提案書等のみを使用することとし、プレゼンテーション時の追加資料の配布は禁止とする。但し、提出した企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル・動画等の使用は可能とする。

オ プレゼンテーションにおいて、説明に必要な機材等はプロポーザル参加者が準備すること。なお、ディスプレイ（HDMI 接続）は、プレゼンテーション会場に用意してあるものを使用することができる。

カ プレゼンテーションの順番は企画提案書等の受付順とする。

キ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルの参加資格を無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等、病院局長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合は、プロポーザル手続きに支障のない範囲内で再度病院局長が指定した日時においてプレゼンテーションを行うものとする。

(3) 審査方法

ア 審査委員会の各委員は、企画提案書等に基づき書類審査により(4)の審査基準に従って評価し、審査委員会の合議のうえ、各委員の評価点の合計点が最も高い者を最適提案者として選定する。

イ 合計点が最も高い者が複数いる場合は、各委員の合議により最適提案者を定めるものとする。

ウ ア～イに関わらず、得点率が6割未満の者は、最適提案者または次点者として選定しない。

エ 応募者が1者の場合も審査を実施する。

オ 企画提案書に関して、委員から質疑があった場合には、応募者に対し、事前に内容確認を行う。

カ 病院局は、特別の理由がない限り、審査委員会で選定された最適提案者

を受託候補者に決定する。

(4) 審査基準

ア 企画提案書およびプレゼンテーション等を基に審査を行う。

イ 別紙「函館市病院局 Google Workspace 導入業務プロポーザル審査評価表」の評価基準によるものとする。

ウ 評価点における最低基準点の算出は次のとおりとする。

最低基準点＝（審査委員の人数×100（満点数））×60%

(5) 審査および受託候補者の決定

令和8年（2026年）10月中旬

(6) 審査結果

ア 審査結果は、審査終了後、速やかにすべての参加者に通知することとし、契約候補者に選定した参加者に対しては「契約候補者決定通知書」（様式第10号）、次点候補者に選定した参加者に対しては「次点候補者決定通知書」（様式第11号）、契約候補者等に選定されなかった参加者に対しては「契約候補者非決定通知書」（様式第12号）により通知する。

なお、審査結果に関する問い合わせおよび異議申立ては一切受付けない。

イ 審査結果は函館市病院局ホームページにて公表する。なお、選定結果の公表は、契約候補者の名称および評価点を公表し、それ以外については評価点のみ公表する。

9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格として審査を実施しない。

- (1) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない者
- (2) 参加資格要件を満たしていない者
- (3) 審査委員会の委員と接触し、利害関係を有するなど、審査の公平性を阻害する行為を行った者
- (4) その他、本要領等で定める手続きや方法等を遵守しない者

10 契約に関する事項

(1) 契約締結に向けた協議

契約候補者とは、別途詳細協議を行い、協議が整った場合には、本業務の契約を締結するものとする。ただし、契約候補者との協議が整わない場合は、次点候補者と協議を行うこととする。その場合、次点候補者に対しては、「次点候補者との協議開始通知書」（様式第13号）により通知する。また、受託候補者との協議が整い、次点者を受託候補者として協議を行う必要がなくなった場合は、「次点候補者と協議を行わない旨の通知書」（様式第14号）により通知する。

(2) 仕様書の取扱い

契約書に添付する仕様書は、契約締結に係る合意内容を反映させるため、追加および変更等を行うものとする。

(3) 契約保証金

契約候補金は、函館市病院局契約規程（平成 18 年病院局規程第 23 号）第 28 条第 2 項の規定により、その全額を免除とする。

11 企画提案書等の応募書類についての取扱い

- (1) 提出のあった応募書類については返却しない。
- (2) 提出期限以降における応募書類の差替えならびに再提出は認めない。ただし、病院局から指示があった場合は、この限りではない。
- (3) 応募書類の提出後、病院局が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 病院局は、応募者から提出された企画提案書等について、函館市情報公開条例（平成 13 年条例第 7 号）の規定による請求に基づき開示する場合がある。

12 その他留意事項

- (1) 提案に必要な費用は、各応募者の負担とする。
- (2) 提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用および責任において解決するものとし、かつ、病院局に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

13 担当部署

〒041-8680 北海道函館市港町 1 丁目 10 番 1 号

函館市病院局管理部経営システム課

担当 若木

電話 0138-43-2000(内線 3843)

メール k-wakaki@hospital.hakodate.hokkaido.jp